

# ● お寒ございます、農業委員会です ●

■今回は、農地転用に関するお知らせです。

## 『農地転用には許可が必要です！』

問 農地転用とは何ですか？

答 農地を農地以外の用途（宅地・駐車場・資材置場等）に転換する行為のことです。この場合農地法に基づく届出・許可申請が必要となります。（自己所有地だからと勝手に転用することも違法です。）

問 転用にはどんな手続きが必要ですか？

答 農地法による農地転用許可は『自己転用』か『農地売買・賃借に伴う転用』かによって手続きの方法が次のように区分されます。

|                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 自己所有農地の転用        | 農地法第4条の許可申請（県知事許可） |
| 転用を目的とした農地の売買・賃借 | 農地法第5条の許可申請（県知事許可） |

問 自分の土地だから、相手がよいと言ったからなど、無断で転用した場合はどうなりますか？

答 無断転用は農地法違反となり、工事の中止、原状回復などを命じられたり、罰則（3年以下の懲役、または300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金）の適用もありますので、くれぐれも無許可での転用はやめましょう。

・地目が農地であれば、全て対象となります。

（新たに新築をされる場合は登記簿謄本等で地目の確認をしてください。）

・一時的に資材置場等にする場合も農地転用となります。

・農地によっては、農振地域(制約のある農地)の場合があり、転用ができない場合もあります。

★お近くの農業委員や農業委員会事務局へご相談くださいますようお願いいたします。

第6回『市田柿コンクール』で笹久保の大倉 晃さんが、見事長野県知事賞に輝きました。おめでとうございます。

伊那谷の特産である「市田柿」の加工技術及び品質の向上を進め、生産振興とブランド力の向上を図ることを目的にコンクールが開催されており、平成23年度 第6回「市田柿コンクール」は平成23年12月22～23日、飯田市東部のJAみなみ信州みどりの広場大会議室で開催されました。昨年度の第5回市田柿コンクールで長野県知事賞に輝いた南市場の池田達雄さんに続く受賞です。

## ■農地情報

### 耕作者求む（貸地）

| No. | 農地所在 | 地目 | 面積(a) | 植栽品種   | 備考 |
|-----|------|----|-------|--------|----|
| 1   | 八王子  | 田  | 5     | 米・野菜   |    |
| 2   | 八王子  | 畑  | 6     | 野菜他    |    |
| 3   | 勝負平  | 畑  | 9     | 野菜他    |    |
| 4   | 中平   | 畑  | 5     | 野菜他    |    |
| 5   | 堀越札幌 | 畑  | 20    | 果樹・野菜他 |    |
| 6   | 城    | 田  | 19    | 米      |    |
| 7   | 林原   | 田  | 9     | 米・野菜   |    |
| 8   | 小園   | 田  | 10    | 米・野菜   |    |
| 9   | 小園   | 畑  | 9     | 梨（豊水）  |    |
| 10  | 伴野原  | 畑  | 11    | 梅・柿    |    |
| 11  | 伴野原  | 畑  | 7     | 畑・野菜   |    |
| 12  | 伴野原  | 畑  | 9     | 畑・野菜   |    |
| 13  | 柏原   | 畑  | 18    | 果樹等    |    |

| No. | 農地所在 | 地目 | 面積(a) | 植栽品種 | 備考 |
|-----|------|----|-------|------|----|
| 14  | 本村   | 畑  | 7     | 柿    |    |
| 15  | 壬生沢南 | 畑  | 10    | 畑・野菜 | 2筆 |
| 16  | 壬生沢南 | 畑  | 58    | 畑・野菜 | 2筆 |

### 農地売ります

| No. | 農地所在 | 地目      | 面積(a) | 備考 |
|-----|------|---------|-------|----|
| 1   | 中平   | 畑       | 5     |    |
| 2   | 林原   | 田・畑     | 51    | 4筆 |
|     |      | 畑一部宅地含む | 137   | 6筆 |
| 3   | 林原   | 田       | 9     |    |
| 4   | 柏原   | 畑       | 18    |    |

★お問い合わせ 農業委員会事務局：  
産業建設課 振興係 ☎35-9056